
令和元年大和町議会 9 月定例会議会議録

令和元年 9 月 5 日（木曜日）

応招議員（16名）

1 番	千 坂 博 行 君	1 0 番	今 野 善 行 君
2 番	今 野 信 一 君	1 1 番	藤 卷 博 史 君
3 番	犬 飼 克 子 君	1 2 番	平 渡 高 志 君
4 番	馬 場 良 勝 君	1 3 番	欠 員
5 番	槻 田 雅 之 君	1 4 番	高 平 聡 雄 君
6 番	門 間 浩 宇 君	1 5 番	堀 籠 日出子 君
7 番	渡 辺 良 雄 君	1 6 番	大須賀 啓 君
8 番	千 坂 裕 春 君	1 7 番	中 川 久 男 君
9 番	欠 員	1 8 番	馬 場 久 雄 君

出席議員（16名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	14番	高平聡雄君
5番	槻田雅之君	15番	堀籠日出子君
6番	門間浩宇君	16番	大須賀啓君
7番	渡辺良雄君	17番	中川久男君
8番	千坂裕春君	18番	馬場久雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	農林振興課長 兼農業委員会事務局長	遠 藤 秀 一 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	商工観光課長	文 屋 隆 義 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	都 市 建 設 課 長 参 事	亀 谷 裕 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	都市建設課長	江 本 篤 夫 君
総 務 課 長	後 藤 良 春 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
まちづくり 政 策 課 長	千 葉 正 義 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	三 浦 伸 博 君
財 政 課 長	千 坂 俊 範 君	教育総務課長	櫻 井 和 彦 君
税 務 課 長	千 葉 喜 一 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
町民生活課長	村 田 良 昭 君	総 務 課 危機対策室長	蜂 谷 祐 士 君
子育て支 援 課 長	小 野 政 則 君	税 務 課 徴収対策室長	遠 藤 眞起子 君
福 祉 課 長	吉 川 裕 幸 君	公 民 館 長	阿 部 昭 子 君
健康支援課長	櫻 井 修 一 君		

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 義 則	議事庶務係長	本 木 祐 二
主 任	渡 邊 直 人		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時58分 開 議

議 長 (馬場久雄君)

皆さん、おはようございます。

定刻前でありますけれども、皆さんおそろいでございますので、ただいまから本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (馬場久雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、11番藤巻博史君及び12番平渡高志君を指名します。

日程第2「一般質問」

議 長 (馬場久雄君)

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

ここで、昨日の7番渡辺良雄君の一般質問に対し、答弁があります。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

おはようございます。

本日の一般質問開始の前に、昨日、渡辺議員さんから一般質問の中で、防災マネジャーに対しまして特別交付税についての案件がございました。この件につきましてご報告をしたいと思いますが、詳細につきましては財政課長のほうから報告させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

財政課長千坂俊範君。

財政課長 （千坂俊範君）

昨日の渡辺議員のご質問に対してお答えさせていただきます。

ご質問の内容は、地域防災マネジャーが特別交付税の算定に入っているというよう
なご質問でございましたけれども、再度確認をさせていただきましたところ、一般項
目として200を超えるような項目のうちの1項目ということで項目がございます。

その一般項目につきましては、地方交付税の普通交付税が不交付団体になりますと、
財源超過額が生じるわけでございますけれども、その超過額が控除されるような形で
調整がされるところでございます。ですので、算定上は数値として出しますけれども、
超過額があった場合、控除されるという形でございますので、実質的にはその分が引
かれるということでございますので、形としては算定はされるんですけども、最終
的な交付額では超過額が減ってくるというような状況の算定になっております。

大和町では、30年度から防災マネジャーの該当でございますけれども、30年度は調
書は提出を漏らしてございます。ただ、令和元年度につきましては3月算定でござい
ますので、調書としては県のほうに提出はさせていただくところでございますけれど
も、今年度も不交付でございますので、財源超過額分控除がなされますので、算定項
目上は出したとしても、実質的には入らないような形になってくるということでござ
いますので、不交付団体になって、私どももそういうことがあるんだなというふう
に感じているところでございまして、その点は議員の皆様にもご承知をいただければと
思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

以上で答弁を終わります。

一般質問を行います。

14番高平聡雄君。

14 番 （高平聡雄君）

おはようございます。

早速質問をさせていただきます。

プライムアースEVエナジー、セントラル自動車や東京エレクトロンの立地を機に、
自動車関連企業や先端技術企業の進出集積は、大和町に人口・税収の増加や、工業統

計に占める製造品出荷額・従業員数に劇的な指数を刻んでいることは、2年連続の地方交付税不交付団体になった主たる要因であると感じます。

改めて、第一、第二北部工業団地及び流通平での平成21年から現在までの税込、製造品出荷額、従業員数の変化をお示しいただきたい。

平成19年12月議会で、既に前述した企業の進出が決まり、従業員2,200名が定住することへの想定される課題について議論をした際、県道吉岡塩釜線、北目大崎交差点から吉田川を渡り、北部工業団地へ進入するルート整備についてお尋ねをしました。以来、機会あるごとにルート実現を提唱しましたが、多様なルート確保の必要性については触れられても、実現は関係団体、県等への要望として扱われてきたにすぎないのではないのでしょうか。ここまでの働きかけの状況をお尋ねします。

当該地周辺では、生活道路への通勤車両の進入や交通渋滞が慢性化し、町民生活にとどまらず、経済活動へのマイナス効果が発生していると思われまます。さらに、下流にかかる悟溪寺橋、これは制限14トンの橋ですが、長寿命化整備が必要で、長期間の通行どめが想定されることから、ますます状況悪化が懸念されます。

そこで、北部工業団地県道大衡落合線、松坂を起点とし、県道吉岡塩釜線、北目大崎までの区間、自動車専用道路とルート途中にある吉田川に新八幡堂橋を町が直接設置する地域高規格道路を整備し、宮城の中核都市大和のインフラのステージをさらに高め、交通渋滞の解消にとどまらず、さらなる投資を呼び込む産業道路の整備を実現してはいかがでしょうか。

議長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

改めまして、おはようございます。きょうもよろしく申し上げます。

それでは、ただいまの高平議員さんの産業道路の必要性についてのご質問についてお答えをいたします。

初めに、県の工業統計調査によります大和町における平成21年度から平成29年度までの製造品出荷額及び従業員数の変化についてであります。製造品出荷額につきましては、平成21年度が1,108億円、平成29年度が6,034億円で5.45倍の増、従業員数につきましては、平成21年度が2,651人、平成29年度が6,502人で2.45倍の増となっております。

次に、平成21年度から平成29年度までの第一仙台北部中核工業団地、大和流通工業団地、大和インター周辺流通団地及び大和リサーチパークの法人町民税及び固定資産税の変化についてであります。平成21年度の税収は約4億7,750万円、29年度は約19億3,289万円で4.05倍の増となっております。

増加の要因といたしましては、大和流通工業団地内のプライムアースEVエナジー株式会社様の平成22年1月の操業開始、大和リサーチパーク内の東京エレクトロン宮城株式会社様の平成23年10月の操業開始、第一仙台北部工業団地内のトヨタ自動車東日本株式会社様の平成24年7月の操業開始のほか、関連企業の立地によるものと考えております。

次に、関係団体への要望の状況についてであります。

仙台北部工業団地周辺の渋滞緩和対策にかかわります要望につきましては、関係団体であります国・県等に対しまして行ってきたところです。その要望活動によりまして、平成22年度には国道4号大和警察署前に交差点の右折レーンの延長工事、平成27年度には県道仙台三本木線と県道竹谷大和線、これは名前が変更になりまして、竹谷幡谷線と前言ったやつですね。そのことを言うておりますけれども、それが変わって竹谷大和線になっております。この交差点の南側への右折レーン設置工事を実施していただいております。

さらに先月28日の県道大衡仙台線建設促進協力会の要望会におきまして、宮城県仙台土木事務所所長から仙台北部工業団地周辺の交通渋滞緩和に向けまして、今年度からの交差点改良工事箇所といたしまして、仙台三本木線と塩釜吉岡線が交差する舞野庚申地区交差点付近におきまして、仙台三本木線の善川橋に向かう車線及び塩釜吉岡線の落合橋に向かう車線の拡幅改良事業、仙台三本木線と竹谷大和線の交差点には、竹谷大和線への右折車用局部改良事業を実施するとの回答をいただいているところでございます。

次に、北部工業団地県道大衡落合線松坂を起点として、県道塩釜吉岡線、北目大崎までの区間を町が直接接地する産業道路の整備とのご質問でございますが、今回お示しいただいているルートは、平成19年12月、平成22年3月、平成27年9月議会の一般質問におきまして、議員より同様のご質問をいただいております。その際には、仙台北部中核工業団地にアクセスする道路整備には、橋梁の新設、県道竹谷大和線との交差点整備など、多くの課題と整備費が必要と想定され、実現するには課題が山積しております。一方、将来に向けて多様なルートの確保につきましても必要なこととも感じており、国道、県道等の交通量の変化や、広域的な道路整備計画の動向等を見て

まいりたいと回答しておるところでございます。

現在、宮城県におきまして大和町東部エリアにおける渋滞緩和策として、県道交差点改良事業等を実施していただくこととなっておりますことから、その効果と広域的な交通予測も踏まえまして、ご提案いただいた道路整備なども含めた実現の方策について、今後も国・県と連携し、研究・検討を図ってまいります。以上です。

議 長 (馬場久雄君)

14番高平聡雄君。

14番 (高平聡雄君)

まず、工業統計や税収、人口増加についてお尋ねをします。

出荷額で6倍弱、従業員数で約2.5倍等々、大きな変化がこの10年間の間に実現したというか、そうなったという事実があるわけですが、この数字の変化は、大和町にどんなことをもたらしたのか、総括的な考え方、意見をお尋ねします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

数字の変化ということでございますけれども、出荷額がふえたということにつきましては、税金等々にも当然影響をしてくるわけでございますので、税収の増加につながっているというふうに思っております。

また、従業員の方々の増加につきましては、大和町に住んでくれる方もふえているということでありまして、一方で通勤される方々、そういった方々の通勤による交通渋滞等々、工場の出荷額につきましても、例えば製品の搬出、搬入、材料の搬出、搬入等の交通渋滞と、そういった部分、両方の部分が出てきているというふうに思っております。

議 長 (馬場久雄君)

高平聡雄君。

14番 (高平聡雄君)

言葉では表現いただけなかったですが、現在の劇的な町の財政の好転ということにも大きな役割を担っていただいたというふうに感じておりますが、改めて伺いますが、この工業団地群が町の経営にもたらした、あるいは今後もたらすメリットというか恩恵、あるいはひょっとするとデメリット、そういったこともあると思いますが、どう捉えておられるでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

メリット・デメリットということをございますけれども、大和町は町の方針としまして、職住近接のまちづくりということを中心に工業団地の造成、あるいは住宅団地の造成等々も進めてきた経緯がございます。そういった中で工業団地に企業が進出され、そしてそのことによって職場がふえ、また従業員の方々がふえているということでございますので、そういった大きな目標という一つの方向性の中で進んできていることについては間違いはないといえますか、そういった状況にあるというふうに思っております。

メリット・デメリットということをございますけれども、そういったまちづくりの基本の線に沿ってきているので、これは大きなメリットであろうということ。また、先ほども言いましたけれども、固定資産税なりその他の税収の増加によりまして、また住民の増加によります税収もありますけれども、そういったことによりましての町の財政が豊かという言い方がいいのかどうかはあれですけれども、税収がふえているということですね。そういった税収の活用によってのまちづくりが進められるということ等々があるというふうに思っています。

デメリットにつきましては、先ほどお話があったとおり、マイナスのというお話もありましたけれども、その交通渋滞の問題が非常に大きな部分を占めているというふうに思っております。あるいは、これは細かい話かもしれませんが、そういったことによるインフラの整備等々、道路とか橋とかそういったものについても、これはデメリットといえますか、当然という言い方もおかしいんですけども、そういったことについての対応も出てきているといえますか、デメリットといえますか、そういったことがあると思います。

また、工業統計でこういった数字が出てくるわけですから、大和町という町の元気

のよさということがアピールできますし、これはちょっと違うかもしれない、震災の際等もそういった受け入れがスムーズにできたとか、これはいろんな見方があるかもわかりませんが、一つのお手伝いというか、そのことが町のメリットになったということもあるというふうに思っています。

そういったことでメリット・デメリット、両方そういった形であるというふうに思っております。

議 長 （馬場久雄君）
高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

ありがとうございました。

今は特に町にかかわることでの恩恵だとか、あるいは課題についてお話をいただきましたけど、これは町を除いて大和町全体に、町全体に経済的な波及効果というのは認識をされているでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

町全体ということがございますけれども、そういった形で住民の方がお住まいになることよっての商業の利用とか、あるいは地元の産物を使ったものをいろいろ使ってもらうとか、そういったものを前提としての波及効果というものももちろんあるというふうに思っております。

議 長 （馬場久雄君）
高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

これらの企業が進出される時、町独自の立地奨励金等々、企業が進出しやすいような町としてのお手伝いというものがありました。その結果、先ほど述べていただいたような数倍に及ぶさまざまな効果を得られたということで、その施策は十分に機能

したというふうに私は思っております。

しかし、これを持続させるだとか、あるいはさらに上昇させるだとか、そういったときに、この企業群から受けた恩恵をどういう形で還元することが必要なんでしょうか、お聞かせください。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

おっしゃることはいろいろあれだというふうに思いますけれども、この企業群、そういった恩恵と申しますか、そういったことをどういうふうに還元するかということだと思います。

このことについては、いろいろな形で還元があるというふうに思っておりますけれども、例えば社会資本整備のほうに投資をするとか、教育のほうに投資をするとか、これは工業という形での収入ではありますけれども、その税金の使い方につきましては、この人に幾らとかというのではなくて、全体への投資という形にすれば、そういったことが出てくるというふうに思っております。

例えば、そういった投資もありましょうし、税収が豊かになった部分で医療費の控除とかもできてくるとか、町独自の住民の皆さんに対するサービスの提供を幅広くできるようにしてくるというふうに思っております。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

それでは、ここから今回の改めの提言をさせていただいている産業道路の整備に関係する議論をさせていただきたいと思えます。

先ほどご回答いただいた中にも、今後の県道の一部の改良のご報告があったというようなお話もいただきました。そういったことも勘案しながらですが、北目大崎交差点から北部工業団地に向かう関係車両の状況を撮影した動画を都市建設課のほうにご提供をさせていただきました。町長はお目通しをいただいたでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
違った機会でも見せていただいておりますので、見ております。

議 長 (馬場久雄君)
高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

あの動画を見られた感想をお伺いする前に、あえてご説明申し上げますと、北目大崎交差点から県道松島線を吉岡方面に向かう車が渋滞している様子、それがずうっと続きまして、落合橋付近も当然同じような状況。そこに合流する新善川橋、檜和田から入るんですね。あそこから本線に入ろうとする車は入れない状況、特に右折ですね。そこからさらに西に向かうと、相川入り口交差点になるわけですが、そこに来ると、北部工業団地に向かうために右折が必要になってくるわけですね。その際には、直進する対向車の課題とは別に、吉岡方面から北部工業団地に左折する車がそこでもう渋滞が起きていまして、要するに対向車がなくても右折できない状況が続いていると。その先どうなるかという、今度は相川交差点、ここまでもそのまま列をなして、そこには相川蒜袋線との交差のところでもそれぞれの方向から渋滞が起きて、北部工業団地に向かう車がそこにある。その先、今度は山に上っていきますが、それもそのまま渋滞なんですね。山の頂上のでっぺんがあるところまでずうっと渋滞が続いているというような状況をごらんになっていただいたと。ですから、今回県がお示しをいただいている一部の右折車線の拡大だとか、あるいは相川交差点も同じように小さく局部的に線をつくるみたいな、大変ありがたい工事ではありますけど、それで問題が解決すると、その動画をごらんになられて町長は思われましたか。

議 長 (馬場久雄君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
あの動画を見せていただきました。

実際もああいった上から見るというのはなかなかできない話でありましたから、上から見ると、連続性が見えるというのは改めて思いました。

そういった中で、車の動きがほとんどないといいますか、進む状況が少しずつあるということ。今、議員がおっしゃったとおり、右折、あるいは右折が入ってくる、左折が入ってくる、あそこのくねりといいますか、5つぐらいあるんでしょうかね。そういった形の中でありますので、ましてや橋がある。以前には橋は工事もしておりましたので、そういったこともあってご迷惑も大きかったと思いますけれども、その交差点改良を先ほど申しましたが、そのことだけで解決するというふうな状況ではないと認識しております。

議 長 （馬場久雄君）
高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

私と認識は一緒であります。

今度は別路線ですが、松坂報恩寺線、要するに北部工業団地へ報恩寺の身洗川から入って、県道仙台三本木線まで行く、全くの生活道路ですね。あそこの中間地点に、昔五十嵐商店というお店があるわけですが、あそこに大きな通行量が現存しているというご認識はおありでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

丁字路といいますか、変則丁字路といいますか、あの部分でありますので、認識しております。

議 長 （馬場久雄君）
高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

ここへ進入してくる車の数字を私、調べて、みずからカウントしてきました。1時

間当たりになると、調査1日目で328台、これは今言ったところから来るやつ。あと、大角方面からおりてくるやつ、これは337台、ほぼほぼ同数です。2日目は、やっぱり報恩寺方面から来る車が363台、大角方面からおりてくる車が316台、この先、どこから報恩寺から入ってくるのかなと思って見てきました。その多くは、松島線の悟溪寺橋から入ってこられて、悟溪寺橋を姫宮神社にぶつけて、そこを左折した車のほとんどが入ってくるということなんです。先ほど町長が申されたように、落合橋長寿命化計画があって、一時相当込み合ったわけですね。そのときにそういうルートを開拓された方がいて、どんどんそっちへ流れるようになって、ですから、県道のような車幅を確保されていないような全くの生活道路にどんどん車が流入しているというような現状なんです。そういったことで、その地域の拡幅工事をしてくれだとか、交差点を改良してくれだとかというさまざまな角度から要請・要望が町にも当然上がっていることだろうというふうに思います。

でも、それで解決するのかなあというふうに思います。先ほど言ったように、対症療法というか、そういったことを繰り返していても、根本的なところが改善されていないということで、そういったことが改善されるのかと。これまでの生活道路としての機能に戻せるのかと。県道はしようがないですよ。先ほど言った松坂法恩寺線みたいなのは全くの生活道路ですから、そういったものが脅かされているという状況。これは、今回の提言に直結している問題で、裏側にもそういう波及効果があると思いますが、町長のご認識をお尋ねします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

おっしゃるとおり悟溪寺橋を通ってくる車につきましても、町のほうでもちょっと調査しましたが、そっち側に300台ぐらい入ってきているという調査結果も出ております。そういった車も両方合わさっているということでございますので、どの道路があいているという状況ではなくて、通勤者の方々もいろんな道路を研究されてきているという状況がありますので、それぞれの道路でそういった渋滞、あるいは生活道路に入ってしまうとか、そういった状況になっていることは認識しております。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

そういうことを前提にしてなんですが、回答では触れられていませんけれども、大和町は特にあの周辺で企業活動をされている方がそういう環境でお仕事をされているということで、私は経済活動にマイナス効果を与えているんじゃないかと危惧しております。例えば、あそこに物資を搬入する人たちの遠方から来る車の時間調整だったり、あるいは今建設中の企業の増築、そういったところに、従業員ではなくて建設にかかわっている方々、業者、そういった方々にも大きな目に見えない負担をかけていると。それ以上に企業の本来の営利事業に時間的なロスを与えていると。特に24時間稼働しているようなところでは、そのタイミングで資材を搬入しなきゃないだとか、そういうことに時間的なロスが発生しているだとか、そういうふうに感じますが、今言った近隣の車両の問題じゃなくて、経済的なマイナス効果というのはどのようにごらんになっていますか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

企業さん、あるいは工事の方々ということでございます。その前に地元の方々の経済的なこともあるんだというふうに思っていますが、そういった時間で仕事に行く方々、あるいは農作業をするに当たってもそのマイナスはあるというふうに思います。

あと、企業さんの工事等につきましても、結果的にはそうなっているというふうに思います。企業さん等では時間の調整をして、時間をずらしてという工夫等々はしてもらっておるところでございますが、そのことはベストの時間帯ではない形にもなるうというふうに思いますので、協力をいただいておりますけれども、そういった意味でのマイナスは工事する方々、あるいはものを搬入する、搬出する方々についてもそういったマイナスもその時間帯を使う分についてはあるというふうに思います。

議 長 (馬場久雄君)

高平聡雄君。

14 番 (高平聡雄君)

質問で悟溪寺橋の長寿命化についてお尋ねをしておりましたが、触れられていないので改めて伺いますが、この長寿命化の計画の予定と、その間、今議論をしているものに対して、どのような影響があるのか、お尋ねをしたいと思います。

議長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

工事の内容につきましては、建設課長ということでございますが、工事をすれば、先ほど落合橋のこともありました、そういった影響というのは出てくるというふうに思っております。日中の工事、夜間の工事ができるのか、そういったことはいろいろ考えなければいけないというふうに思っておりますが、工事に入ればそういったことで近隣の方々、そういった方々にご迷惑をおかけする分が出てくるというような認識はしております。

なお、期間とかは課長から説明いたします。

議長 (馬場久雄君)

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 (江本篤夫君)

それでは、高平議員さんのご質問にお答えします。

今現在、悟溪寺橋につきましては長寿命化の修繕設計をやってございます。今現在、業者に対して委託をしている段階でございます、詳細に関しては、今は詰めておる段階ではございます。ですので、今現在何カ月、何年、修繕期間がというような形とどのような工程で修繕をしていくかというような詳細は今現在お答えはちょっとできないものですから申しわけございませんが、先ほど町長が申したとおり、どうしても落合橋という形と同じような影響は出てくるということは、少なくとも私どもも認識はしてございます。その影響がどの程度かというのは、これからその辺も含めて検討していくという形になろうかと思っております。以上でございます。

議長 (馬場久雄君)

高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

まとめ的にお話を申し上げますが、どの話をしても現状の認識で大変厳しい交通状況だ、通行状況だという認識はあると。その辺の解決策についてお話がある分については、結果としてこれまで同様の答えしか出ていないんですよ、ここには。県と国と協議するって。私がここに申し上げているのはそういう意味じゃなくて、町が直接建設に向けて、自分たちの先ほどいただいた恩恵を返す事業をみずから立ち上げてはいかがですかということをおっしゃっています。ですから、橋も町がつくると。道路も町がつくると。結果としてできたものが県道へ編入されれば、それはそれでいいと。国道にするというんだったら、どうぞ国で直轄で運営してくださいと。ただし、これまでみたいに伺いを立てて、こういう形でご協力いただけませんか、という時間はもうないですよ。もう12年間待っているわけですから。今後同じような形で12年は待てませんよと。ですから、町直轄事業としてこの仕事をおやりなさいと。

ちょっと道路法を見てみました。町道というのは定義されていて、これは町で単独で整備することができるかと書いてあるんですよ。ですから、もちろん県や国を無視しなさいという話ではなくて、我々の決意を示した上で、県と国の了解をとると。これまでみたいに県に頼るだとか、そういう手法ではない考え方に立ってほしいということをおっしゃっているんです。いかがでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

町単独でという話でございますが、町道は町でできるわけでございます。その規模等につきましても、それは町でできるならいいですよというものになってくると思います。

今回の想定におきましては、大変大きな工事になってくるというふうに認識しております。こういったものについての費用等々について、企業さんからのそういったものがある中でというお話だというふうに思います。そういった考え方もあろうと思いますが、我々とすれば、やはり補助をもらえるのであれば補助をもらって、国からお手伝いをもらえるんだたらもらってというのは、どうしてもそういったことは考え

て、税金を有効に使いたいという考え方もあるところでございます。

県に相談をしてという話を申し上げておりますけれども、こういった道路につきましては、最終的には県と県道をつなぐとか、そういった場合には当然相談もしなきゃいけないところでありますし、あるいは県の今後の考え方ということもあるでしょうし、団地につきましては、当然町だけのものではございませんで、県の富県戦略なり、あるいは工業団地をつくるに当たりまして、県と共同でやってきておるわけでございますので、そういったことでありますから、これは県にお願いするかどうかという問題ではなくて、そういった相談は当然していかなければいけないというふうに思っております。

そして、この道路につきましてもそうでありますけれども、同じようなケースがほかの団地でも出てきているのが現状でございます。どこが一番、どこが大事ということではないんですけれども、こちらから入る路線もそうですし、4号線から入る路線もそうですし、さっきちょっとお話がありました、エレクトロンのほうでもいろんな交通渋滞ということが出てきておまして、企業の進出ということは大変ありがたいのですが、そういった課題もどうしても一緒に出てくるということになるんだというふうに思っています。

そういった税収等が上がっているわけですから、そういったことでやるというものもちろん一つの方法だというふうに思っております。そして、そういった道路が大事である、これから必要になってくるのであろうという認識もしっかりしておるところでございます。方法につきましては、町でやりなさいという話でございますが、その方法の一つとしてはあるわけでございますが、単純に考えて100億ぐらいになるんじゃないかという世界になってまいりますので、町でということについての検討、あるいはどういった手法をとるかという検討はしっかりやっていかなければいけないんだというふうに思っています。

その道路の必要性、ここに限らず、今申し上げましたけれども、迂回路というわけではなくて、専用道路というんですかね。そういったものの必要性というのは大和町の工業団地ができていながら、また、PEVEが今度7つも工場が出てくるという状況の中で、当然向かっていかなければいけない課題だというふうに思っております。町道でというお話でございますが、そのことも含めていろいろ検討と言うと、またいろんな語弊があるかもしれませんが、その必要性については町も私も県も認識しているところでございますので、重要課題として取り組んでまいりたいというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

ご承知だと思いますが、民間で高規格道路をつくっている事例というのがあるわけです。ですから、民間でもやれるんですよ。民間でやれるんだから、自治体で町が単独でやれないはずはないと。今言ったように、関連する、あるいは今後ご指導をいただかないといけない県だとか国に対して、失礼をしてまでやってくれというような話ではないんです。ただ、町の決意なくして、町が主体的にやるんだと覚悟を決めてご相談申し上げると、そうでないのでは、そのスピードが違うと。そういうことが1点。

それと、あなたは事ある機会に大和町の繁栄について、今日の繁栄は北部工業団地等々をつくっていただいた数十年前の先人の方々の努力が実って、その上に我々が現在の恩恵をいただいているというような謙遜も含めて、実質的にはそういうことだと思いますが、そういう状況が今なんですよ。じゃあ、その上に立った現在我々がいるこの時代の人間は、この先、数十年後にどういう大和町が望ましいのかというのは、私が申し上げるまでもなく、必要なものが出てくると。現在の企業群が未来永劫、現状のままで貢献をいただけるということかもしれない。しかし、そうでないかもしれない。そのためには、さらなる投資を呼び込む必要があると。その投資を呼び込むためには、高規格なインフラがあってこそということになるわけですよ。ですから、先人たちの教えを学んで、現在いる私たちがその種をまくということは絶対必要だ。いかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

おっしゃったとおり、私はこの基本にあるものは、そのとおり先人、先輩たちがつくったものだというふうに思っております。その結果がここにあると。ただ、これで終わりではないということでもいつも申し上げております。まちづくりにこれで終わりということはないと。次につながっていかねばいけない。次の我々の代の、例え

ば30年先の人たちが先人がつくった、先人というのは我々の代になりますかね。その上というようなものの積み上げだというふうに思っております。したがって、そういった準備と申しますか、次につながるものを持っていかなければいけない。

今、道路というお話であります、道路で次につなげるといった場合、今あるものにつなげても、余り意味がないんです、はっきり申し上げれば。そうすれば、新たなものをくっつけていくという形のもので出てこない、結局今の状況だけで進んでしまうということがありますので、そういったスケールと申しますか、そういった考え方も持っていかなければいけないというふうに私は思っております。

おっしゃるとおりだというふうに思っておりますので、今後と言いますけれども、次の代につながっていくというよりも、次の代の人たちのための準備と申しますか、そういったものは我々がもらった分をつくっていくということが非常に大切だと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)
高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

そういう認識が十分におありになるというふうに受け取りました。

いずれ、私たちの責任でもありますけれども、町長みずからの大きな未来に対する責任というのはこういうこともあるんだろうというふうに思います。

あわせて、先ほど申された新たな発展のためのものというのはその道路だけではないというような話がありました。そのために第4次計画の土地利用計画の中に、この近辺とを点線で囲んでいる部分があるじゃないですか。そういったことを考えれば、これは絶対必要不可欠なものだということを申し上げて、この話を終結します。もう少ししたいんですが、時間がなくなりました。ぜひ、ご検討を求めます。

次に、定型作業を自動化する「RPA」導入について。

処理手順が決まっているパソコンの定型作業を自動化するロボティクス・プロセス・オートメーション(RPA)を導入する動きが東北の自治体で広がっております。

事務の効率化や正確性を高められるといい、労働時間の削減も期待されます。総務省が平成30年度に初めて自治体へのRPA導入支援を予算化しております。

実際、この一、二年、全庁導入を前提としたRPAの実証実験を行う自治体が急増しております。大和町での実証実験実施に向けた研究は進んでいらっしゃるのでは

うか、お尋ねします。

議長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。

町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

定型作業を自動化する「RPA」の導入ということでございました。

国では、RPA導入事業の目的を、将来的には各自治体の経営資源が大きく制限され、少ない職員での行政運営が必要となるということが予想されることから、自治体における事業の効率化や業務の自動化・省力化が急務となってくるものとしております。

そのため、平成28年12月に施行された官民データ活用推進基本法におきまして、先端的な技術に関する研究開発及び実証の推進並びにその効果の普及が定められておりまして、地域におけます先端技術の普及展開が求められております。

さらに平成30年6月に閣議決定されました未来投資会議2018等の成長戦略におきまして、2020年度末までにAI、RPAなどの革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数を300とすることを目指すとされております。このことを踏まえまして、総務省はRPA導入補助事業に取り組んでおり、地方自治体におけますRPA導入の推進を図ることなどを目的としておるものです。

また、令和元年5月に地方公共団体におけます業務プロセスシステムの標準化及びAI・ロボティクスの活用に関する研究会が、Society5.0時代の地方を実現するスマート自治体への転換と題して報告を行いました。この研究報告内容では、各自治体が各自治体ごとに情報システムを導入して20年以上が経過している状況や、各自治体システムのカスタマイズが、契約金の相違など統一的なシステム移行に大きな障害になっていること、さらに自治体の財源、人材確保の支障ともなっていることが指摘されました。

来る未来を見据えて、時には過去と断絶する覚悟を持って臨む必要があるという問題意識のもと、スマート自治体を実現するための諸問題と方針について検討したものであります。

これによりまして、RPAは東北では仙台市や会津若松市、盛岡市、横手市などが活用しておりまして、全国的には長野県塩尻市や熊本県熊本市、千葉県船橋市、北海

道北見市、和歌山県橋本市などが事業を導入しております。

このようにRPAを導入している自治体に関しましては、人口規模が10万人ぐらいの大きさでありまして、それに伴う作業事務量、データ入力量の多い自治体での導入に効果があるとされているものでございます。

このようなことから、本町といたしましても、総務省の情報や県各自治体の導入情報を見ながら研究してまいりたいと考えております。以上です。

議 長 （馬場久雄君）
高平聡雄君。

14 番 （高平聡雄君）

ありがとうございましたというか、内容が難し過ぎて、これを導入することによってどういう効果があるのかというのはさっぱりわからなかったです。具体的に行政に、大和町にこれを導入したと想定すると、どういう具体的な作業がどうなるのか。その結果として、どれだけ作業が効率的に上がるのかということをお尋ねしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

大和町で導入した場合ということですが、この導入の例はいろいろあるようでございますけれども、先ほども申しましたデータがある程度大きいデータを一括処理するという事なんではないかと私は思って、詳しくはよくあれですが、そうした場合に、ある市では遊休農地の課税軽減処理、土地改良に伴う土地の処理、そういったことをやっておるということでございますが、筆数とかそういったものの大きさが必要なんだと。例えば、横手では遊休農地の処理をしておりますが、3,500件ぐらいあるそうです。こういったものを処理するのに一括でやるということで、やったりすることについては、入力の手間なんでしょうかね。処理のやり方がスムーズにいくということですが、大和町の場合、例えばそういった対象が比較的少ない。その利用する媒体といいますか、課題といいますか、そういったものが数多くあるところはやっておられるということだというふうに思っています。

これも私も聞いた話でありますけれども、税関係を例えば国のほうからもらって、そしてデータ化したものを1本でやるとか、あるいは軽自動車の登録データを協会からいただくとか、そういった形で、もらったデータを処理するとか、そういったものについては有効だと思いますが、逆に言うと、軽自動車協会のほうでそういったことをやらなきゃいけないとか、そういったものもまた出てくるんだろうなというように思います。

そういったデータをもらってやるという分については、やれることは今あると思っておりますが、そういったものに利用するといいますか、活用するとすれば、そういった活用がもっとあると思いますけれども、そういった活用が考えられるだというように思っております。

議長 (馬場久雄君)

高平聡雄君。

14番 (高平聡雄君)

ありがとうございます。

私が認識しているのは、この時代になって、人工知能(AI)というのがこのごろ言葉としてちまたをにぎわせていますが、それとこれは全く違って、これは学習能力がそのもの自体にあるだとか、そういうことではなくて、入り口の作業の集計だとか、そういったものを自動的にしていってくれれば、要するに単純作業なわけです。ですから、ここにいらっしゃる管理職の方々よりは、一番窓口に近い方々が日夜就業時間が終わった後でも、一生懸命時間を使って集計作業をするだとか、そういったものを自動的に執務時間内にやってくれるというようなことで、大和町で効果が上がらないというのは、私は理解はできません。

例えば、ここに上がっている事例では、ふるさと納税の統計資料、ふるさと納税がどなたからどれだけの寄附をもらって、返礼品は何を幾ら分やったというような単純作業をこれでさせた場合に、75%の作業がそちらに移行できたと。だから、25%分しか既存の職員はその分については仕事はしなくていいと。あるいは人事関係のさまざまな給与関係だとか、あとは雇用保険だとか、そういったものについても単純に作業してくれる分については、項目によって90%以上単純作業を任せられるという実績が上がっていると。今現在、大和町で導入に向けて動いていただいているコンビニ交付についても集計事務について、そういったことをすることによって、ほぼ完璧にその

分野の仕事はできるというようなことなんです。

コンビニ交付は何でしていただいたかという、コンビニでの証明書、印鑑証明だとか、そういったものを発行していただくことによって、窓口業務がそういったことに時間的に利用者も近くでとれるし、時間外でもとれるしという利用者のメリットと。あとは、職場においてもその対応の時間を他の業務に向けられるというようなこと。あの議論をした際にも、私は庁舎内にも交付機を置きなさいという議論をしたと思います。それも結局銀行のATMと考え方は一緒なんですよ。人に頼りたい人は人に頼ればいいし、機械で済ませられて、顔を合わせなくてもそういったものを発行できるという人たちは、それを使えばいい。それをサポートする側に人が回ればいいというようなことですから、これは導入しなさいと私が申し上げているわけじゃなくて、研究すべきだというふうに申し上げている。実証実験をする入り口として、そういったことを具体的にどれにどれだけ反映できるのかというのを調査・研究していただいてほしいんですが、どうでしょうか。

議長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

最初にも研究してまいりたいというお話は申し上げたところでございます。

そういった単純作業ということはよくわかります。90%というパーセンテージもわかります。パーセンテージというそういう話になると思いますが、作業の中のどの部分といったときに、いろんなものがあるというふうに思います。入力する部分、チェックする部分、足す部分、いろいろあると思います。ですから、このよさはもちろんあるんだというふうに思っておりますが、そのよさをどういうふうに活用するか。あるいは、こんなことは関係ないか、費用対効果ということももちろんあるわけでございますので、そういったことも考えながらやっていかなければいけないと思っております。

ただ、時代の流れといいますか、そういったものはこういった形になってきて、単純なチェックとかについては機械的にやっていくというものがどんどん増えていくんだろうというふうに思っています。作業の効率化についてはそうだと思いますが、遠い将来、だんだん人が要らなくなってしまうのかなという心配も逆に、余計な心配がありますが、しているところもあります。

いずれ時代がそういう方向に向かっていることでありますし、そういった便利な機能とかそういったものも出てきておりますが、どんどん新しいものが出てくるものですから、そういったものを勉強しながら、研究しながらしていくのにもなかなか追いつかない部分もありますので、そういう情報がありましたら、議員さん方からも提供していただければというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 （馬場久雄君）
高平聡雄君。

14 番 （高平聡雄君）

費用対効果というお話がございました。この実証実験をするためには費用は一切かかりません。ですから、入り口で悩む必要は全くございません。その導入にどういうものがあるかというのを全部ゼロの中でそういう事業者が教えてくれます。ですから、これが必要かどうかというものをまず実証実験をやってみてください。申し上げて、私の一般質問を終結します。ありがとうございました。

議 長 （馬場久雄君）

以上で高平聡雄君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

休憩の時間は10分程度とし、再開は11時15分からといたします。

午前11時03分 休 憩

午前11時15分 再 開

議 長 （馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。11番藤巻博史君。

11 番 （藤巻博史君）

では、私が最後のようでございますが、質問させていただきます。

まず1件目でございます。

王城寺原訓練、約束申し入れ守れということでございます。

過去、全員協議会の場で、ことし2019年の王城寺原演習場の射撃訓練は7月23日から8月1日までの10日間のうち、射撃は8日間という説明でございました。しかし、今回は9日間の射撃をしました。また、夜間・休日の射撃は299発で、これは私どもの勘定ですが、全体907発の3分の1になっております。そして、28日の日曜日の夜間射撃は84発ということで、全体142発の6割にもなっております。王城寺原演習場対策協議会の申し入れに対して逆なでする行為となっております。

1番目として、日数オーバーで東北防衛局に抗議していると思うんですが、その内容と防衛局の自治体への回答、そして防衛局のアメリカ軍への対応はということでございます。

そして2つ目といたしまして、日曜日に夜間射撃が集中している。防衛局の見解は、この2つでございます。お願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、王城寺原訓練の約束申し入れ守れについてのお答えでございます。

米軍による沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散・実施につきましては、S A C O最終報告によりまして、平成9年度から王城寺原演習場を含め5つの演習場で年間4回実施されております。23年間のうち17回実施しまして、6回が休止、平均しますと5年に1回訓練がないことについて、こういった約束はあるんですが、これを満たしております。

さて、日数オーバーでの東北防衛局への抗議内容と防衛局の自治体への回答と米軍への対応はにつきましてでございます。

今回、射撃訓練は7月23日から開始され、東北防衛局現地連絡本部から日々送付される連絡票でも23日は訓練実施との連絡が来ております。その日におきましては、射撃音が全く聞こえなかったため、当方から、町から電話で問い合わせをしたところ、視界が悪く155ミリりゅう弾砲は使用せず、小火器のみの訓練であったとの回答でございました。

その後、休みなく訓練が実施され、7月30日に訓練8日目を迎えたところ、東北防衛局が来庁し、米軍としては23日の訓練は小火器のみの訓練であり、りゅう弾砲を使

った訓練には含まれない。りゅう弾砲の訓練は7日目、31日の予備日も使い、8日目の訓練にしたいとの説明を受けたものであります。

町といたしましても、小火器が8日間の実弾射撃訓練に含まれないということは初めて聞く話であり、7月3日に事前の訓練説明があった8日間を超える訓練日数になること、また日々の訓練実施につきましては、住民へ防災無線で周知しているところでもありますので、藤巻議員からも31日の朝に問い合わせをいただいておりますが、9日目と受け取る方もいるとの異議を申ししたところであります。

これを受け、宮城県と地元3町村で協議し、王城寺原演習場対策協議会としまして、7月31日に東北防衛局現地連絡本地へ出向き、抗議いたしましたところでございます。

その内容といたしましては、1点目が7月3日に開催された王城寺原演習場対策協議会におきまして、射撃訓練期間10日間のうち8日間の射撃との説明を受け、訓練日数がこれまでと同程度であることを考え、やむを得ないものとして受け入れたにもかかわらず9日間となったことはまことに遺憾であり、予定の8日を超えることとなった理由の説明を求めるといふものであります。

2点目が、訓練実施前の要望、5月31日もやっておりますが、におきまして射撃音が地元住民の負担となっていることから、日曜、祝日、夜間の射撃訓練は実施しないこと。やむを得ず夜間射撃訓練を実施する際は、必要最小限にとどめることを米軍に申し入れることを要望しているにもかかわらず、7月28日日曜日には夜間も訓練が実施されたことはまことに遺憾であるといふものであります。

これに対します東北防衛局の説明では、実弾射撃訓練は平成8年のSACO最終報告の合意を根拠に実施されており、その内容は当時155ミリりゅう弾砲の訓練を本土4つの演習場で年間最大35日実施するというものである。平成18年度からは小火器の訓練も実施させてもらっているが、米側では、りゅう弾砲の日数でしか合意していないという認識であり、また今まではりゅう弾砲の訓練の中で小火器の訓練がおさまっていたということが現実であり、防衛局でもこの点について地元の説明していなかったことでもある。今回のように155ミリりゅう弾砲の訓練は予定の日数であったが、小火器訓練も含めると予定の日数を超えるといったケースは全国的にも初めてであり、今後訓練日数の考え方や自治体側への情報提供のあり方について、本省（防衛省）と調整するが、王城寺原演習場に限らず、米軍実弾射撃訓練が実施されているほかの演習場やそれぞれの地元自治体にも関係する話であり、米側との調整も必要となるため、調整に時間を要することをご理解いただきたいという回答でございました。

町といたしましては、東北防衛局から説明を受けた上で、県、地元町村と協議を1

い、今後の対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、日曜に夜間射撃が集中している。防衛局の見解はについてお答えいたします。

この件につきましては、本年3月定例会議の際も藤巻議員から質問をいただいております。1要旨目でも触れておりますとおり、今回の訓練にかかわります要望では、前回より強い表現で、前回の訓練では、休日も含み計5日間も夜間訓練が実施され、その射撃音も非常に大きく響き、住民から不安の声が多数上がるという文言を加え要望し、さらには7月31日の抗議でも、日曜夜間訓練は実施しないように米軍に申し入れるように伝えております。

また、7月22日に米軍海兵隊大隊長が町に表敬訪問した際にも、夜間訓練は控えてほしいとのことを大隊長に直接伝えております。このことに対し、東北防衛局では、砲撃音の周辺住民へ与える影響を十分認識し、米側に対し、地元から日曜・祝日の射撃訓練は実施しないようにとの要請があることを機会を捉えて伝えており、夜間射撃訓練についても地元要請を踏まえ、米側に対し必要最小限とするよう機会を捉え要請し、これに対し米側も一定の理解を示しているが、気象条件によっては平日の射撃訓練ができない場合もあり、限られた射撃訓練時間内での部隊の練度、即応体制の維持を図るためには、日曜・祝日・夜間においても射撃訓練を実施せざるを得ない場合があることを理解願うというものでございます。

後日、訓練期間の延長につきましては東北防衛局から説明されることとなりますが、日曜夜間訓練の部分につきましても、再度米側と調整を図るよう申し入れを行ってまいります。以上です。

議 長 （馬場久雄君）

11番藤巻博史君。

1 1 番 （藤巻博史君）

この答弁によりますと、今回の9日間の訓練に対する防衛局全体でもまとまっていないとか、とにかくここは町の議会でございますので、やはり町の態度のところでお聞きしたいと思うのであります。防衛局は防衛局で、またあると思うんです。その中で、ここにも書いてありますが、改めて確認をしたいと思うんですが、防衛局で申しております小火器の訓練はその訓練日数には入らないんだ。実は、私も現地対策本部に当日の朝、電話を入れたら、初日は小火器訓練なのでカウントしないんだ、ノーカウントだという回答が、私もそういうことは確認しております。しかし、やはり

8日という約束を破るものだろうというふうに私は思うんですが、今回のやつについて、町長はどのようにお考えでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

8日が9日になったということになるわけですが、155ミリ砲はもちろんそうなんですが、小火器についての訓練の考え方につきましては、以前は155ミリ砲だけの訓練であったというふうに思います。その後に小火器も訓練をさせてほしいといいますが、追加として入ってきた項目であったというふうに思っておりますが、そのときにも皆さんが大いに課題にしたところでございますので、このことについてはそれぞれ一つ一つが射撃訓練というふうに私は思っておりますのでございます。今までは一緒の日にやってきたということでありますので、それはそれで1日ということなんでしょうけれども、今回のような場合は155ミリについても射撃訓練の1日と考えるというのが、我々、私だけでなく多分各町村同じ意向だというふうに思っております、そういうことで抗議をしているところでございます。

議 長 （馬場久雄君）

藤巻博史君。

1 1 番 （藤巻博史君）

今回の訓練で、小火器であろうと、やはり1日の訓練というふうなことで一致するのだろうというふうに思います。かなり前に、最初はりゅう弾砲だけの訓練だったというのは、もともとは155ミリ、沖縄の県道をふさいで、言ってみれば大砲を撃つという意味での訓練だったのが、途中から小火器というふうな、どんだんなし崩しというんですかね。そういう方向になりかねない。あるいは、今回についても小火器は別なんだ。それはやはり絶対に認められないんだろうなというふうに思うんです。

そういう中で、今回また協議が出てくると思うんですけれども、そういう中で県も含めた現地対策協議会の中でも、やはり頑張るといいますかね。今回のようなことは二度と起こさないという強い要望というのが必要だと思うんですが、よろしくお願いします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今回は違ったといえますか、段階で、遺憾であるということで要望しております。

防衛からの返答がまだ来ておりませんので、その解釈の仕方についてどういう返答が来るのかというところではありますが、先ほど申しましたとおり、最初、抗議した段階では、そういったそれぞれであるという判断の中で抗議をしておりますので、そういった姿勢で臨んでいきたいというふうに思っております。

議 長 （馬場久雄君）

藤巻博史君。

1 1 番 （藤巻博史君）

という中で、防衛局の言い方がちょっとあれなので、1 要旨目についてはちょっとまだ軽いんですけども、2 要旨のほうに入るわけですけども、いわゆる日曜夜の訓練のことです。

8 日間、9 日間の訓練のときに、先ほども申し上げましたように、一応耳で聞くので何発撃っているかという、そういう数なので、厳密にはもしかすると、カウントとすれば二、三発ずれていることがあると思うんですけども、火曜日から始まって木曜日までなんですが、ざざざと読み上げますと、初日が小火器だけでございますね。それで2 日目に10、3 日目木曜日に38、4 日目金曜日に188、5 日目146、5 日目土曜日、夜間が17、そして6 日目に241で、そのうち夜間が84、そして月曜日169で、そのうち夜間が41で、あと8 日目火曜日は57、夜間はなし。それから水曜日9 日目が58、夜間はなしというようなことです。

ちなみということで、そのときの气象台の仙台の天気ですね。初日は雨、雨だから小火器訓練だけということのようです。その後、曇り、曇り、曇り、曇り、晴れ、曇り、晴れということで、ずっと訓練をしているようです。要するに何を言いたいのかというと、そういう中で何で6 日目の日曜日に夜全体で6 割の射撃をしなくちゃいけないのか。初日にやらなかったから6 日目の夜にやるのかという、これだけを見ればそういうふうな話になるのかなという。それ以上のデータはありませんので、ここの

中で気象条件によっては平日に射撃訓練ができない場合もあり、射撃訓練の練度を高めるためには、日曜夜間にもやらなくちゃいけないんだという答弁がございました。

そういう中で、初日にやれなかったけれども、土・日・月と夜間やっているわけですね。単純じゃないでしょうけれども、じゃあ本当は金・土・日の、例えば、とにかく日曜日を挟んだような訓練というのが当初から予定されていたんじゃないかと、逆に言うとそういうふうな見方もできるので、何を言いたいかというと、もう少しここは防衛局が天気がこうだったから、平日できなかつたから日曜日もあるんだよという、それをうのみにしてはいけないんじゃないかと。この天気とやり方を見る範囲では、もう少しそのところを、何で日曜日にやらなくちゃいけなかつたのかというところは、もっと突っ込むところではないのかなというふうな思いで、ちょっと早口で数字とかを言ったので、もしかするとわかりづらかつたかもしれないんですけども、ただ、天気と射撃の中身を見る範囲では、最初から日曜日を挟んだ予定になっているようにも思われるんです。そういうことで、やはりもう少しここは突っ込んだ説明が必要じゃないのかな。特に、何遍も言いますが、日曜日の前は「西郷どん」をやっていた、今は「いだてん」の時間ぐらいに240発というのは、やはり私は異常とは言わないですが、そこら辺も少し防衛局にも問い合わせが必要なんじゃないかなと私は思うんですが、そこら辺、今初めて言う言葉なのであれなんですけれども、やはりそういうふうに私は思うんですが、いかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

訓練の日程等につきましては、町のほうではちょっと把握できかねておるところでございしますが、今議員がお話の内容で見ますと、土・日・月に集中しているということの結果が出ているということでございしますので、こういったことにつきましても防衛とお話しする際には、こういった状況についても確認といたしますか、こういった状況の中で土・日・月、平日ではなくてやっているということについての実態を、防衛でもわかっているというふうには思いますけれども、その辺を確認してみたいというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）

藤巻博史君。

1 1 番 (藤巻博史君)

もちろん防衛の方は車ですかね。騒音測定という形で、何カ所かで音の測定をしながらですので、私が言ったのよりもよっぽど正確なのはわかっているんだろうと思います。それと同時に、今言ったように、夜間やっているのは土・日・月なんですね。それ以外は、あとの6日は昼ということなんですけれども、土・日・月だから、1日ずれても金・土・日かなと、それぐらいの推測ぐらいしかできないんですけれども、私らには。要するに申し入れが全然考慮されていないんじゃないかと、これを見る範囲では、そう思わざるを得ないところです。訓練の中身はそれはそうだろうけれども、だからって日曜日にやっていいのかということにもつながる話になるんだろうと思います。

そういうことで、やはり地元とすれば、そういったところを強くまた申し入れをしていただきたいと思いますと思うんですが、そこら辺でひとつお願いします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

祝日とか土・日にはやめてくれと前々からお願いをしている経緯もございます。結果としてこういったことの現実もあるわけでございますので、さらに強く申し入れたいというふうに思います。

議 長 (馬場久雄君)

藤巻博史君。

1 1 番 (藤巻博史君)

過去には3月の彼岸の中日にもやったと。今回じゃないんですけれども、そういったようなこともありまして、やはりほかの国に来ていろいろやるのであれば、その国のいろんな生活に影響を与えないように、最低限のそういう配慮が必要なんだろうなというふうに思うんですけれども、そういったところが感じられない中での今回の訓練でしたので、毎回取り上げているところがございますが、やはりしっかりと私も

抗議をしたいというふうに思います。

では、2問目のほうに行かせていただきます。

件名ですけれども、杜の丘道路標識の整備を。

えらいローカルな話いきなりなるんですけれども、杜の丘3丁目への出入り口は2カ所ある。南側出口は、出口という言い方もちょっと困るんですけど、3丁目から出るという意味では出口になるんでしょうけれども、出口は町道の手前に上り坂があり、交差点の直前まで町道の存在がわからないような状況にあります。今の場所を含めて、杜の丘の町道への接続する道路は一時停止になるんだと思われませんが、そういう標識がほとんどない。あるところもあるんですけれども、通るのはほとんど地元の車とはいえ、事故を誘発する危険があると。調査の上、道路標識を整備する必要があるのではということです。以上です。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、杜の丘の道路標識整備についてでございます。

議員ご指摘の交差点は、町道杜の丘2丁目1号線、幅員13メートルの歩道つき2車線道路に接続する町道杜の丘3丁目4号線、幅員6メートルの起点部及び終点部と推察いたしております。

ご指摘のとおり、交差点には一時停止の交通標識が設置されていない状況となっております。現在、杜の丘地区内で一時停止標識のある交差点は、町道杜の丘1丁目1号線と接続する町道杜の丘1丁目7号線、町道杜の丘1丁目9号線、町道杜の丘1丁目12号線、町道杜の丘1丁目13号線のほか、町道前河原熊谷線に接続する町道杜の丘1丁目4号線となっております。

一時停止等の交通標識は、道路交通法第4条第1項の規定に基づき、都道府県公安委員会が設置することになりますので、杜の丘の地区内の一時停止等の標識のないほかの交差点につきましては、今後大和警察署と設置についての協議を行ってまいりたいというふうに思います。以上です。

議 長 （馬場久雄君）

藤巻博史君。

1 1 番 (藤巻博史君)

実は、杜の丘について、以前にカーブミラーについて質問して、それでつけていただいた経緯があつて、というのは、カーブミラーのことは言われて、そのときに一緒に標識のことも言えばよかつたのかもしれないんですが、標識のことは最近になってというんですかね、そういう中で今回取り上げるようになりました。

また、ちょっと違うんですけれども、吉岡まほろば2丁目について取り上げて、その後ついたという経緯もあつて、じゃあ1つだけでもないしなということで、今回取り上げさせていただきます。

なおかつ調べてみますと、つながっております富谷市の杜乃橋のほうもやはり標識は余りないように、私はついでに歩いてみてというんですかね。それと同時にみじヶ丘については、ざっと歩いていただけですけれども、そういった箇所は、ここに標識があつたらいいなと、そういったところにはあるように感じたところでございます。という中で、今回取り上げたというふうになります。

そういう中でございますので、聞けば何か人身事故があつて、これはたまたまきょうお聞きしたんですけれども、やはり私も3丁目のほうによく行くもんで、そういう中で感じてはいたもので、今回取り上げさせていただきます。ですので、町長の回答で、これから協議を行っていきますということで、それ以上のものはないんですけれども、やはり整備を進めていただければというふうに思います。もう一言ぐらいあれば。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

ご指摘いただきましたところにつきましては、協議を進めてまいるということではありますが、町でも気づかないところもあると思いますので、お気づきの点につきましてはいろいろお話いただければ、必要などころにはつけてまいりたいと思いますので、よろしく願います。

議 長 (馬場久雄君)

藤巻博史君。

11 番 (藤巻博史君)

終わります。

議 長 (馬場久雄君)

以上で藤巻博史君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は午後 1 時からといたします。

午前 11 時 47 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 3 「議案第 64 号 大和町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する
条例の一部を改正する条例」

日程第 4 「議案第 65 号 大和町公共物管理条例の一部を改正する条例」

日程第 5 「議案第 66 号 大和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部
を改正する条例」

日程第 6 「議案第 67 号 大和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育
事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」

日程第 7 「議案第 68 号 大和町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部
を改正する条例」

日程第 8 「議案第 69 号 大和町四十八滝運動公園の設置及び管理に関す
る条例の一部を改正する条例」

日程第 9 「議案第 70 号 大和町都市公園条例の一部を改正する条例」

日程第 10 「議案第 71 号 大和町道路占用料等条例の一部を改正する条
例」

日程第 11 「議案第 72 号 大和町下水道条例の一部を改正する条例」

- 日程第12「議案第73号 大和町水道事業給水条例の一部を改正する条例」
- 日程第13「議案第74号 大和町ダイナヒルズ公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第14「議案第75号 令和元年度大和町一般会計補正予算」
- 日程第15「議案第76号 令和元年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」
- 日程第16「議案第77号 令和元年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」
- 日程第17「議案第78号 令和元年度大和町落合財産区特別会計補正予算」
- 日程第18「議案第79号 令和元年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」
- 日程第19「議案第80号 令和元年度大和町下水道事業特別会計補正予算」
- 日程第20「議案第81号 令和元年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」
- 日程第21「議案第82号 令和元年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」
- 日程第22「議案第83号 令和元年度大和町水道事業会計補正予算」
- 日程第23「議案第84号 令和元年度舗装改良工事（町道小鶴沢線）請負契約について」
- 日程第24「議案第85号 令和元年度道路舗装工事（町道前河原熊谷線）請負契約について」

議長（馬場久雄君）

次に、日程第3、議案第64号 大和町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例から日程第24、議案第85号 令和元年度道路舗装工事（町道前河原熊谷線）請負契約についてまでを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長千坂俊範君。

財政課長（千坂俊範君）

それでは、議案書 1 ページをお開きいただきます。

議案第64号 大和町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正前後の対照表の下線部分を改正いたすものでございます。

別表、備考7につきまして、短期使用の単価に乗じる率を消費税率の改正にあわせてまして「1.08」を「1.10」に改めるものでございます。

附則でございますが、第1項の施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

第2項の経過措置につきましては、改正後の規定の適用区分を規定するものでございます。以上でございます。

続きまして、2 ページでございます。

議案第65号 大和町公共物管理条例の一部を改正する条例でございます。

こちらも改正前後の対照表の下線部分の改正でございます。

別表第1、備考2につきまして、前議案と同様、消費税率の改正にあわせてまして「1.08」を「1.10」に改めるものでございます。

附則でございます。第1項の施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

第2項の経過措置につきましては、改正後の規定の適用区分を規定するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長 （村田良昭君）

それでは、議案書 3 ページをお願いいたします。

議案第66号 大和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例でございます。

こちらは、住民基本台帳施行令の一部を改正する政令（平成31年4月17日）が公布され、令和元年11月5日施行されることに伴い、印鑑登録証明書事項処理要領の一部改正について総務省から通知があったため、これに準じて印鑑登録条例についても条文を整理し、住民票に旧氏が記載されているものが登録できる印鑑に、旧氏または旧

氏と名及び外国人の通称の部分を組み合わせたものであらわしているものを加えるものであります。

第2条につきましては、印鑑登録できる住民基本台帳に記録されているものであることを規定するものでございます。

第3条第2項第1号につきましては、登録できる印鑑に旧氏と外国人の通称が追加されるもので、第2号につきましては、旧氏が追加されるもの、第3項につきましては、外国人住民の規定を明記したものでございます。

4ページをお願いいたします。

第6条第1項第3号につきましては、住民票に旧氏や外国人の通称が記載されている場合、印鑑登録原票にも旧氏や通称も登録するものとして規定されるもので、第9号につきましては、「記録されている」から「記載がされている」ものと文言を整理するものでございます。

第12条第1項につきましては、氏名などに変更があった場合に登録できる印影が含まれている場合には職権で抹消することになり、抹消した場合には登録者に通知することの規定を整理し、第5号から第7号を第5号にまとめたものであります。

5ページをお願いいたします。

13条につきましては、登録証明書、項目として、第1号から第6号まで詳細に明確化されたものでございます。第2項につきましては、事故等により印鑑証明が発行できないときに、町長の定める方法により作成することができるよう設けられたものでございます。

第14条につきましては、申請と交付となり、「印鑑登録者」を「被登録者」に改めて、第2項につきましては、申請が適正であることを確認し、交付することが定められたものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和元年11月5日から施行するものでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

子育て支援課長小野政則君。

子育て支援課長 （小野政則君）

それでは、議案書7ページをお願いいたします。

議案第67号です。大和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

まずこの条例改正については、8月23日に開催されました大和町議会社会文教常任委員会においてご説明いたしましたが、その後に国の改正した特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に誤りがあったため、款項に正誤表が掲載され訂正されました。

今回、審議していただく内容については訂正後の内容となり、委員会において説明した内容と3カ所、第14条第1項、第50条、第52条の第3項を訂正しておりますので、ご承認いただきたいと思います。

それでは、改めて国の基準の一部が改正されたことに伴い、条例中の所要の改正を行うものをご説明いたします。

改正内容については、幼児教育・保育の無償化 ―― 以下、無償化と言います ―― に伴うものと、特定地域型保育事業における連携施設の特例を新たに加えるもので、町の条例についてあわせて改正するものでございます。

それでは、7ページ、第2条の定義の改正についてでございます。

こちらについては、無償化に伴い、第9号から第11号まで名称の変更をするものでございます。第12号から16号までについては、無償化に伴い、新たに区分をする定義をするものでございます。

第2条以降の改正について、定義の改正に伴うものの説明については説明を省略させていただきます。主要な改正事項についてご説明させていただきます。

8ページをお願いいたします。

第3条、一般原則の改正についてであります。無償化に伴い、事業者の運営上の原則に保護者の経済負担の軽減への配慮を明記するものでございます。

9ページをお願いいたします。

第5条、内容及び手続の説明及び同意の改正についてでございます。こちらについては、利用者負担について条例の規定により明確化するものでございます。

10ページをお願いいたします。

第8条の受給資格等の確認の改正について、受給資格の確認の際に、保護者が支給認定証の交付申請をしていないときの手続を定めるものでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

第13条、利用者負担額等の受領の改正についてでございます。無償化に伴う改正となり、利用者負担額の対象者を満3歳未満の保護者とするものと、13ページをお願い

いたします。同条第4項の改正については、主食費及び副食費を徴収する根拠を定めるもので、あわせて副食費の減免を定めるもので、第1号については所得によるもの、第2号については多子によるもの、第3号については満3歳未満の子供について、副食費と主食費について徴収しないものでございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。

第35条の特別利用保育の基準の改正について。こちらについては、第3項の読みかえ規定を整理するものでございます。

続きまして、21ページをお願いいたします。

第36条の特別利用教育の基準の改正については、第3項の読みかえ規定を整理するものでございます。

続きまして、23ページをお願いいたします。

38条の内容及び手続の説明及び同意の改正についてでございます。利用者負担額について、条例の規定に基づくものと明確化するものでございます。

続きまして、25ページをお願いいたします。

第42条の特定教育・保育施設等との連携の改正についてでございます。第2項から第5項及び第8項に特定地域型保育事業での連携施設の特例を追加するものでございます。

続きまして、31ページをお願いいたします。

第51条、特別利用地域型保育の基準の改正についてでございます。こちらについては、第3号の読みかえ規定を整理するものでございます。

続きまして、33ページをお願いいたします。

第52条、特定利用地域型保育の基準の改正についてで、こちらについては、第3号の読みかえ規定を整理するものでございます。

続きまして、35ページをお願いいたします。

こちらは、附則の第3条の施設型給付等に関する経過措置についての改正でございます。こちらは、この条項が削除となります。理由については、無償化に伴い、1号認定の保護者の利用者負担が無償化になることで削除するものでございます。

37ページになります。

附則としまして、この条例は、令和元年10月1日から施行するものでございます。

説明については以上です。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

福祉課長吉川裕幸君。

福祉課長（吉川裕幸君）

それでは、議案書38ページをお願いいたします。

議案第68号 大和町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

今回の改正の趣旨といたしましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が本年6月7日に公布され、8月1日から施行されたことに伴い、大和町災害弔慰金の支給等に関する条例の所要の改正を行うものであります。

内容といたしましては、災害援護資金の貸し付けに係ります償還等に関する規定の一部改正となります。

改正点につきましては、主に2点ございますが、まず改正点の1点目でございますが、償還金の支払い猶予に関する規定条文が、これまでの災害弔慰金の支給等に関する法律施行令から、災害弔慰金の支給等に関する法律に新たに追加規定されたことによりまして改正となります。施行令から法律で新たに規定されたことによりまして、改正後の条例第15条第3項の条文について、償還金の支払い猶予の規定が第3項の冒頭に移動改正となっております。

続きまして、改正点の2点目についてですが、報告等の規定が災害弔慰金の支給等に関する法律で新たに新設されたことに伴いまして改正を行うもの。改正後の第15条第3項におきまして、「償還免除、」の次に「報告等」を追加しております。

この報告等の規定につきましては、市町村が償還金の支払い猶予、償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸し付けを受けた者、または保証人の収入または資産状況について報告を求め、または官公署に対し、必要な文書の閲覧、もしくは資料の提供を求めることができるものとされたものであります。

以上が主な改正点であります。その他災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の改正に伴いまして、引用条文の条ずれと所要な改正を行うものであります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

商工観光課長文屋隆義君。

商工観光課長 （文屋隆義君）

それでは、議案書39ページをお願いします。

議案第69号 大和町四十八滝運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正につきましては、本年10月1日から消費税率が10%に引き上げられることと、現行事務事業との整合性を持たせるための文言等の整理に伴い、別表第2に係る下線が引かれた部分について、所要の改正をお願いするものでございます。

第1項については、「使用料の額」を「使用料」に改めるもの。備考の第1項及び第2項については、建物の使用について記載されているものでありますが、当該公園には該当する建物が存在しないことから削除し、以下、項の繰り上げを行い、第3項の「使用」の次に「又は占用」の文言を、第4項の「使用」の次に「又は占用」の文言を、「使用料」の欄の次に「又は占用料の欄」の文言をそれぞれ追加し、第1号及び第2号の「1.08」を「1.10」に改めるものでございます。

40ページをお願いいたします。

附則でございます。第1項としまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

第2項の経過措置といたしまして、この条例による改正後の規定は、令和元年10月1日以後の利用に係る使用料または占用料について適用し、同日前の利用に係る使用料または占用料については、なお従前の例によるものといたすものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

議長 （馬場久雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

続きまして、議案書41ページをお願いいたします。

議案第70号 大和町都市公園条例の一部を改正する条例でございます。

大和町都市公園条例の一部を次のように改正するものでございます。

今回の条例改正につきましては、消費税率の改正とあわせまして、現行事務事業との整合性を持たせるよう関係する文言を改めるものでございます。

改正の内容につきましては、別表第5、備考の第4項、第5項につきましては、建

物の使用について記載されているものでありますが、現行の公園に該当する建物が存在しないことから削りまして、次に、6項の「使用」を「占用」に改め、第7項の「使用の月が」を「占用の」に、「使用料」を「占用料」に改め、同項第1号及び第2号の「1.08」を「1.10」に改めるものでございます。

42ページをお願いします。

この条例の附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

2項としまして、経過措置といたしまして、この条例による改正後の規定は、令和元年10月1日以後の利用に係る占用料について適用し、同日前の利用に係る占用料については、なお従前の例によるものでございます。よろしくお願いいいたします。

引き続き、43ページをお願いいいたします。

議案第71号 大和町道路占用料等条例の一部を改正する条例でございます。

大和町道路占用料等条例の一部を次のように改正するものでございます。

こちらの条例の改正につきましても、消費税率の改正に伴いまして、別表の備考第10項関係の下線が引かれております部分につきまして、「1.08」を「1.10」に改めるものでございます。

この条例の附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

2項としまして、経過措置といたしまして、この条例による改正後の規定は、令和元年10月1日以後の利用に係る占用料について適用し、同日前の利用に係る占用料については、なお従前の例によるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいいたします。

議長（馬場久雄君）

上下水道課長蜂谷俊一君。

上下水道課長（蜂谷俊一君）

続きまして、議案書の44ページをお願いします。

議案第72号 大和町下水道条例の一部を改正する条例でございます。

今回の一部改正につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、指定工事店の指定基準及び責任技術者の登録資格を改正するものであります。

成年被後見人制度を利用している方々の人権が尊重され不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項を一律に削除し、資格にふさわしい能力の有無を個別的、実質的に審査、判断する仕組みへと改めるものであります。

また、令和元年10月1日から消費税法及び地方消費税法の一部改正がございます。そのことに伴い、下水道使用料の価格を変更しようとするものでございます。

新旧対照表、指定の基準、第5条の3第1項第4号のアの改正前、「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」との表記を、改正後、「精神の機能の障害により排水設備等工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」、イとしまして、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者を加えるものでございます。

続きまして、責任技術者の登録の資格、第5条の7第2項、45ページになります。

第1号につきましても、精神の機能の障害により第5条の4第2項に規定する職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者。第2号として、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者を加えるものでございます。

続きまして、使用料、消費税及び地方消費税の一部改正に伴い、第16条第1項に規定しております公共下水道の使用料について、基本使用料と超過使用料の合計額に、改正前「100分の108」を、改正後「100分の110」と改めるものでございます。

附則であります。第1項、施行期日であります。45ページから46ページにかけてであります。この条例は、令和元年10月1日から施行するもので、ただし、第5条の3第1項第4号、第5条の7第2項の規定の改正につきましても、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和元年9月14日）から施行するものであります。

第2項です。経過措置であります。この条例の施行の日前から継続して公共下水道を使用している者に係る使用料であって、施行日から令和元年10月31日までの間に使用料の額が確定する者については、この条例による改正後の第16条の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上であります。よろしくお願ひします。

続きまして、議案書47ページをお願いします。

議案第73号 大和町水道事業給水条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正につきましても、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、指定給水装置工事店の指定基

準及び責任技術者の登録資格を改正するものであります。

また、水道法の一部改正に伴い、給水装置工事業者について更新制度を導入しようとするものでございます。工事を適正に行うための支出の保持や実態との乖離の防止を図るため導入するもので、5年で更新とするものでございます。

また、料金についても消費税法及び地方消費税法の一部改正に伴い、改正するものでございます。

新旧対照表、工事の施行、給水装置工事業者の更新制度導入に伴うもので、第7条第1項に（法第25条の3の2第1項の指定の更新を含む。）を加えるものでございます。

続きまして、料金、消費税法及び地方消費税法の一部改正に伴うもので、第25条第1項の料金は、次の各号に定める額に、改正前「100分の108」を、改正後「100分の110」に改めるものでございます。

同じく加入金、第32条第2項、「100分の108」を、改正後「100分の110」と改めるものでございます。並びに開発負担金、第33条第2項、47ページから48ページになります。次の表に定める金額に、「100分の108」を、改正後「100分の110」と改めるものでございます。

続きまして、第34条、手数料であります。水道法改正に伴いまして、更新制度の導入に伴い、その手数料について規定するもので、第2号として、法第25条の3の2第1項に規定する指定の更新をするときは、1件につき1万円を加えるものでございます。

なお、更新手数料につきましては、郡内市町村及び仙台市と同額となっておりますのでございます。

次に、給水装置の基準違反に対する措置、第37条第1項であります。水道法の一部改正に伴いまして、水道法施行令が改正となっており、参照条項が改正となっており、ことにより、「5条」を「6条」に、布設工事監督者の資格、第45条の3第1項につきましても、施行令の一部改正に伴い、参照条項が改正となったものであります。同じく水道技術管理者の資格、第45条の4(1)、(2)についても同じく参照条項が改正となったものでございます。

49ページをお願いします。

附則であります。

1項、施行期日であります。この条例は、令和元年10月1日から施行するものであります。

2項としまして、経過措置であります。この条例の施行の日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するものに係る料金については、この条例による改正後の第25条の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとするものでございます。

3項としまして、施行日前に給水工事申し込みがなされた大和町水道事業給水条例の規定による給水措置の新設または改造に係る加入金については、なお従前の例によるものであります。

4項としまして、施行期日前の協議または給水の申し込みがなされた大和町水道事業給水条例の規定による町の給水を受けることとなる建築物の建築または宅地の造成に係る開発負担金については、なお従前の例によるものであります。

以上であります。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長（瀬戸正昭君）

続きまして、議案書50ページをお願いいたします。

議案第74号 大和町ダイナヒルズ公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

今回の改定につきましては、公園の占用に係ります使用料を別表におきまして定めておりますが、10月からの消費税率変更にあわせまして、別表の備考での計算に用います率を、新旧対照表の下線のとおり「1.08」から「1.10」に改正いたすものでございます。

また、あわせまして、別表、備考の1及び2につきましては、建物の使用について定めておりますが、公園内の該当する建物がないことから、今回あわせて整理、削除いたすものでございます。

続きまして、51ページをお願いいたします。

51ページは附則でございます。

第1項で、この条例は、公布の日から施行するものとし、第2項で経過措置といたしまして、改正後の規定は、10月1日以後の利用に係ります使用料について適用し、同日前の利用に係ります使用料につきましては、なお従前の例によるものとするものでございます。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

財政課長千坂俊範君。

財政課長（千坂俊範君）

それでは、議案書52ページをお願いいたします。

議案第75号 令和元年度大和町一般会計補正予算（第5号）でございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ5億7,717万6,000円を追加いたしまして、予算の総額を119億2,229万9,000円とするものでございます。

予算補正の款項の区分につきましては、53ページから55ページの第1表によるものです。

第2条につきましては、債務負担行為の補正でございます。追加でございまして、56ページ、第2表によるものでございます。56ページをお願いいたします。

「第2表 債務負担行為補正」の追加でございます。

もみじヶ丘児童館運営業務及び杜の丘児童館運営業務の委託期間が本年度末で終了いたしますことから、次期3年間の委託先を本年度中に決定いたしますことから、追加をお願いするものでございます。

期間につきましては、契約の年度を含めまして、令和元年度から令和4年度まででございます。限度額につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

それでは、別冊事項別明細書、3ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

15款1項1目総務使用料につきましては、1節に53万円を追加するものでございます。9月末で終了を予定しておりました旧NTT営業所の貸借期間が6カ月間延長されたことに伴いまして、地域振興公社使用部分の賃貸料を追加するものでございます。

16款1項1目民生費国庫負担金の4節9,880万9,000円につきましては、幼児教育・保育無償化に伴います子育てのための施設等利用給付交付金を計上いたすものでございます。

2項2目民生費国庫補助金、1節54万5,000円につきましては、就学前障害児の無償化に係る障害者自立支援給付審査支払等システム事業費の計上でございます。

4目土木費国庫補助金、1節1億1,673万円につきましては、復興事業により影響のありました道路修繕に係る復興事業交付金を計上いたすものでございます。

6目教育費国庫補助金、1節2,202万4,000円の減額につきましては、先ほどの子育てのための施設等利用給付交付金の計上に伴いまして、私立幼稚園就園奨励費を減額調整いたすものでございます。

7目特定防衛施設周辺整備調整交付金につきましては、第1次交付額の内示がございましたことから、3,000万円を追加計上いたすものでございます。

17款2項2目民生費県補助金、3節666万6,000円につきましては、幼児教育無償化によりますシステム改修の費用として、子ども・子育て支援事業費を計上するものでございます。

4目農林水産業費県補助金、1節219万4,000円につきましては、農業機械導入に係る強い農業づくり交付金を計上いたすものでございます。

20款1項1目財産区特別会計繰入金、1節12万円につきましては、集会所修繕費に係る事業費繰り入れを計上いたすものでございます。

2項基金繰入金、1節1億1,885万円につきましては、歳出見合いの財源調整といたしまして計上をいたすものでございます。

21款1項1目繰越金につきましては、平成30年度からの繰越金でございまして、今回の計上で全額計上となるものでございます。

22款5項3目雑入、1節雑入450万5,000円につきましては、町イチ村イチ2019のイベント出展に対する助成金、介護給付に係る公定負担金の精算金を計上いたすものでございます。

歳入につきましては以上となります。よろしく願いいたします。

議長 (馬場久雄君)

総務課長後藤良春君。

総務課長 (後藤良春君)

次に、5ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目議会費でございます。2節、3節、4節につきましては、4月人事異動による職員の増減を反映して調整するものでございます。以下の内容が同じである部分につきましては、各款科目の2節から4節までの人件費関係は説明を省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、2款1項1目一般管理費でございます。一般管理費の3節のうち時間外手当

の一部につきましては、操法大会など事前演習や県防災大会など休日行事のため、出席するに伴う措置をするものでございます。9節は職員の健康管理の推進及びメンタル不調等の未然防止を図るため、産業医によります面談、相談の実施費用を追加措置するものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

2目文書広報費です。13節は旧NTT倉庫に保管しております書類の移転に当たり、移転予定地の吉田ふれあいセンター教室内に保管されている物品等の処分を行うものでございます。

議 長 (馬場久雄君)

財政課長千坂俊範君。

財政課長 (千坂俊範君)

続きまして、5目財産管理費でございます。普通財産管理費及び庁舎管理費に係る補正でございます。13節の業務委託につきましては、庁舎増築に係る基本設計業務の委託料を計上するものでございます。14節につきましては、旧NTT営業所の賃借期間が来年3月まで6カ月間延長されましたことから、追加措置をいたすものでございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

総務課長後藤良春君。

総務課長 (後藤良春君)

次、7目電子計算費でございます。13節は職員用端末に伴うサーバー増設とサーバー室内ネットワーク改修の費用でございます。15節はそれに伴いまして、サーバー室内の仕切りのパネル撤去の工事をするものでございます。

次に、9目交通対策費でございます。19節は交通事故を未然防止に寄与して活動しております補助金を措置するものでございまして、町内交通安全協会7支部に助成をするものでございます。以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

財政課長千坂俊範君。

財政課長 （千坂俊範君）

続きまして、13目諸費でございます。19節につきましては、落合財産区特別会計からの繰り入れを受けまして、落合桧和田上地区の集会所修繕費用に対する助成を行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

税務課長千葉喜一君。

税務課長 （千葉喜一君）

それでは、7ページをお願いいたします。

2款総務費、2項徴税費、2目賦課徴収費でございます。13節委託料につきましては、督促状でのコンビニ収納に対応するシステム改修に要する費用の補正をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長 （村田良昭君）

それでは、2款3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。12節につきましては、コンビニ交付に伴う接続手数料を補正するものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

まちづくり政策課長千葉正義君。

まちづくり政策課長 （千葉正義君）

それでは、5項1目統計調査費でございます。4節、7節につきましては、来年2月基準日で実施いたします農林業センサス、また国勢調査の事前準備のための事務補助員6カ月分の雇用のための補正でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

福祉課長吉川裕幸君。

福祉課長 (吉川裕幸君)

それでは、8ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費、民生委員会費8万9,000円につきましては、1節及び9節につきまして、今後、追加での民生委員推薦会の開催が予定されますことから、報酬7万1,000円及び費用弁償1万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

28節につきましては、国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金であり、人件費調整に伴う減額補正でございます。

続きまして、2目老人福祉費、老人福祉総務費883万8,000円の減額につきましては、23節としまして、低所得者保険料軽減負担金に係ります平成30年度精算分の国・県への償還金6,000円及び28節としまして、介護保険事業勘定特別会計への人件費調整に伴います繰出金884万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。

議 長 (馬場久雄君)

健康支援課長櫻井修一君。

健康支援課長 (櫻井修一君)

続きまして、9ページをお開き願いたいと思います。

4目障害者福祉費でございます。13節につきましては、3歳から5歳までの障害児児童発達支援等の利用負担が本年10月より無償化されることに伴います障害者自立支援給付システムの改修費54万6,000円の追加をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 (馬場久雄君)

福祉課長吉川裕幸君。

福祉課長 (吉川裕幸君)

済みません。先ほどの3款1項2目の部分でございますが、敬老事業費でございます。12節といたしまして、本年度から敬老祝い金の支給方法の口座振り込みへの変更に伴います敬老祝い金振り込み手数料の追加の補正をお願いするものでございます。

済みません。申しわけありません。

続きまして、5目ひだまりの丘管理費でございます。ひだまりの丘管理費運営費55万円につきましては、15節としまして、デイサービスセンター漏水修繕工事費、給湯室電気温水器の給水管漏水工事費の追加補正をお願いするものでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長 （村田良昭君）

6目後期高齢者福祉総務費であります。28節につきましては、後期高齢者医療特別会計への繰り出しであり、人件費調整に伴う補正でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 （馬場久雄君）

子育て支援課長小野政則君。

子育て支援課長 （小野政則君）

それでは、9ページから10ページにかけてでございます。

3款2項1目児童福祉総務費でございます。こちら13節につきましては、心身障害者医療費助成システムの改修に要する経費をお願いするものでございます。

次に、19節につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園に対し児童の給食費の減免の補填を行うものと、一時預かりに対する保護者への補助金をお願いするものでございます。よろしくお願ひいたします。

次に、4目についてでございます。こちら13節については、無償化に伴う保育所業務管理システムの改修に要する費用と、病後児保育施設整備に係る設計業務に要する費用をお願いするものでございます。

次に、19節になります。これについても無償化に伴い、保育所児童の副食費の減免、一時預かりに対する補助金をお願いするものでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 （馬場久雄君）

健康支援課長櫻井修一君。

健康支援課長（櫻井修一君）

続きまして、11ページをお願いいたします。

4款1項1目保健衛生総務費でございます。28節繰出金につきましては、戸別合併処理浄化槽特別会計への人件費調整分の追加補正をお願いするものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

農林振興課長遠藤秀一君。

農林振興課長（遠藤秀一君）

続きまして、12ページ、13ページにかけてでございます。

13ページでございますけれども、5款1項5目農地費、7節賃金につきましては、もみじヶ丘ため池の支障木の伐採を行うための作業員賃金ということでございます。

28節につきましては、一般会計から農業集落排水事業特別会計への人件費調整のための繰出金29万1,000円を減額するものでございます。

6目水田農業対策費の19節につきましては、国の補助金の内示割り当てがありましたことによりまして、鶴巣地区の農事組合法人への自脱型コンバイン、4条刈りでございますけれども、そのための補助金277万9,000円の補正予算をお願いするものでございます。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

商工観光課長文屋隆義君。

商工観光課長（文屋隆義君）

続きまして、14ページをお願いいたします。

6款商工費の1項3目観光費の観光振興費であります。11月30日から12月1日に東京都の東京国際フォーラムで全国町村会が主催となり開催いたします「町イチ村イチ2019」に出展するため、25万円の追加補正をお願いするものでございます。

9節は職員4名に係るもの、12節の通信運搬費と手数料は、出展商品の輸送料と振り込み手数料、19節の負担金は出展料でございます。

以上、よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

続きまして、15ページをお願いいたします。

7款2項1目道路維持費でございます。7節につきましては、除雪作業の補助員に要します費用をお願いするものでございます。

11節は公用車2台の冬用タイヤ購入費を、降雪時のスリップ注意等の看板代、除融雪PR用チラシ作成費用及びマンホール等の段差すりつけに要します費用をお願いするものでございます。

13節につきましては、過去5カ年の実績平均から当初予算においてご承認いただきました本年4月以降の降雪時対応予算を差し引きました除融雪経費のほか、除雪柵設置・撤去等の業務に要します費用をお願いするものでございます。

15節につきましては、復興交付金事業としまして、昨年度末より復興庁を初め、宮城県関係機関と協議をしましてまいりましたところ、国が指定しております東日本大震災の復旧・復興事業に伴う大型工事車両の通行によりまして、舗装が損壊した道路と認定されました町道幕柳大平線、町道寺ノ沢線、町道太田小鶴沢線及び町道山田運動場線の山田橋の橋面補修に係ります4路線の舗装の打ちかえ等に要します費用、また町単独事業といたしまして、町道台ヶ森線舗装修繕工事のさらなる事業進捗を図りますほか、町道舞野上桧和田線の滞留箇所の改善、町道御城下線の路側溝部の堆積土砂撤去及び側溝設置工事に要します費用をお願いするものでございます。

16節は道路補修用アスファルト乳剤及び融雪剤購入に要します費用をお願いするものでございます。

18節につきましては、冬期間におきまして住宅地北側の町道が住宅の陰となり凍結が早まるため、住民の方々より融雪剤散布の要望が増加しておりますことから、軽トラックに搭載可能な凍結防止剤散布機の購入に要します費用をお願いするものでございます。

16ページをお願いいたします。

2目道路新設改良費でございます。13節につきましては、町道西小路線道路改良工事に際しまして、既存倉庫の一部が道路の計画にかかりますことから、その補償調査

に要します費用を、防衛省補助事業の2次配分によりまして、町道長尾線及び町道深山線の道路改良に向けた道路詳細設計業務に要します費用をお願いするものでございます。

15節につきましては、同じく防衛省補助事業の2次配分によりまして、継続事業であります天皇寺地区ほか排水路整備工事のさらなる事業の進捗を図るほか、昨年度詳細設計を実施しておりました町道宮床山田線の全線を対象とします舗装改良工事に要します費用をお願いするものでございます。

22節は町道吉岡宮床線高田中央橋下部工工事に伴いまして、支障となります電力柱の移転に要します補償費をお願いするものでございます。

次に、3項1目河川費でございます。15節につきましては、準用河川窪川下流部の土砂堆積によりまして、河川流下断面が小さくなったことを解消するため、土砂撤去に要します費用をお願いするものでございます。

続きまして、4項2目です。下水道費の28節につきましては、下水道事業特別会計への人件費調整による繰出金でございます。

次に、4項3目公園費の11節につきましては、白鳥公園に設置しております遊具、ブランコの修繕費用をお願いするものでございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。

5項1目住宅管理費でございます。12節につきましては、以前より戸建て木造住宅から集合住宅への特定入居を進めており、今回、西原第三住宅で1棟が特定入居として空き家に、また住宅使用者の退去に伴いまして、空き家となりました橋本住宅の1棟、合わせまして2棟の撤去に要します費用をお願いするものでございます。これによりまして、現存数が西原第三住宅は10棟、橋本住宅は1棟となるものでございます。

2目子育て支援住宅建設費でございます。22節につきましては、落合地区子育て支援住宅整備事業におきまして、子育て支援住宅整備区域及び隣接します落合教育ふれあいセンターの土地利用に際しまして、NTTの電柱が支障となりますことから、その移転補償費用をお願いするものでございます。

以上です。よろしくをお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長 （櫻井和彦君）

次に、9款教育費でございます。18ページをお願いいたします。

2項小学校費、2目教育振興費でございます。19節につきましては、通学距離4キロ以上の児童に交付をいたしております遠距離通学児童対策交付金につきまして、交付要綱を改正いたしまして、月額1,000円を4月にさかのぼり月額2,000円、なおきょうだいがいる場合は2人目から1,500円とするもので、不足いたします額15万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、3目施設整備費の小学校維持管理費でございます。15節につきましては、落合小学校給食配膳室内の壁が経年劣化によりまして剥離が激しいことから塗り直しを行うもの、及び宮床小学校地内にごございます校舎からプール棟への階段でございますが、安全確保のための手すりの設置等のための工事請負費の補正をお願いするものでございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

公民館長阿部昭子さん。

公民館長 (阿部昭子君)

続きまして、19ページをお願いいたします。

同じく9款4項2目公民館費でございます。19節につきましては、11月に開催されます全国青年大会への参加費といたしまして、町連合青年団への補助金でございます。

以上になります。よろしくをお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長 (瀬戸正昭君)

続きまして、5目教育ふれあいセンター管理費でございます。15節につきましては、鶴巣教育ふれあいセンターの多目的ホールの天井の照明設置部分が破損し、照明落下のおそれがあるため、天井修繕工事88万円、また同じく鶴巣教育ふれあいセンターのグラウンド西端にありますあずまやの柱が腐食により倒れるおそれがありますことから、あずまや修繕工事77万円、合わせまして165万円をお願いするものでございます。

次に、5項保健体育費、1目保健体育総務費でございます。15節につきましては、昨日の議会全員協議会でご説明いたしました総合運動公園多目的広場改修工事1億

1,712万円6,000円をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

ここで、暫時休憩します。

休憩の時間は10分程度とし、再開は2時10分からといたします。

午後2時00分 休 憩

午後2時10分 再 開

議 長 （馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長 （村田良昭君）

続きまして、議案書の57ページをお願いいたします。

議案第76号 令和元年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

は、次に定めるところによるものでございます。

予算の名称でございます。

第1条、平成31年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算は、令和元年5月1日以降、令和元年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算とする。

歳入歳出予算の補正でございます。

第2条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,057万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億4,260万7,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるものでございます。

事項別明細書27ページをお願いいたします。

歳入でございます。

5款1項1目一般会計繰入金につきましては、人件費の調整により減額するものでございます。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費につきましては、2 節から 4 節までは職員人件費の調整を行うものでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

議 長 (馬場久雄君)

福祉課長吉川裕幸君。

福祉課長 (吉川裕幸君)

続きまして、議案書59ページをお願いいたします。

議案第77号 令和元年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)でございます。

令和元年度大和町の介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ895万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億8,512万2,000円とするものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、60ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

事項別明細書32ページをお願いいたします。

歳入でございます。

7 款 1 項 1 目一般会計繰入金884万4,000円の減額につきましては、一般会計からの人件費調整に伴います繰入金の減額補正をお願いするものであります。

8 款 1 項 1 目繰越金1,779万6,000円につきましては、歳入歳出予算見合い分を計上するものでございます。

33ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費591万2,000円の減額につきましては、2 節、3 節、4 節につきまして人件費調整分の減額補正をお願いするものであります。

続きまして、3 款 1 項 2 目償還金1,779万6,000円につきましては、23節につきまして、平成30年度分の精算分といたしまして、介護給付費負担金、地域支援事業交付金、

低所得者保険料軽減負担金の精算に伴います国・県社会保険診療報酬支払基金への償還金1,339万8,000円及び平成30年度給付費等繰入金の精算に伴います一般会計への償還金439万8,000円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、4款3項3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費293万2,000円の減額につきましては、2節、3節、4節につきまして人件費調整分の減額補正をお願いするものでございます。

議案書59ページをお願いいたします。

続きまして、債務負担行為の補正でございます。

第2条といたしまして、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」によるものでございます。

61ページの「第2表 債務負担行為補正」をお願いいたします。

昨日の全員協議会におきましてご説明させていただきました地域包括支援センター運営業務委託につきまして、令和2年度から3年度までの2カ年を業務期間といたしまして、今後、委託事業者の募集を行うに当たりまして、債務負担行為の追加といたしまして限度額4,450万円をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

財政課長千坂俊範君。

財政課長（千坂俊範君）

それでは、議案書62ページをお願いいたします。

議案第78号 令和元年度大和町落合財産区特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条につきましては、予算の名称でございまして、5月1日以降、令和元年度大和町落合財産区特別会計予算とするものでございます。

第2条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ12万円を追加いたしまして、予算の総額を542万1,000円とするものでございます。

予算の補正の款項の区分につきましては、63ページ、第1表によるものでございます。

事項別明細書40ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款1項1目繰越金につきましては、30年度からの繰り越しでございます、歳出見合いで計上でございます。

次に、歳出でございます。

2款1項3目諸費、28節につきましては、一般会計へ地区集会施設修繕事業に対する事業費繰り出しを計上するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長（村田良昭君）

続きまして、議案書64ページをお願いします。

議案第79号 令和元年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

予算の名称でございます。

第1条、平成31年度大和町後期高齢者医療特別会計予算は、令和元年5月1日以降、令和元年度大和町後期高齢者医療特別会計予算とする。

歳入歳出予算の補正でございます。

第2条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,378万9,000円とするものでございます。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるものでございます。

事項別明細書42ページをお願いします。

歳入でございます。

3款1項1目事務費繰入金につきましては、一般会計からの人件費調整分を繰り入れするものでございます。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費の2節から4節につきましては、人件費調整分を増額するものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

上下水道課長蜂谷俊一君。

上下水道課長（蜂谷俊一君）

続きまして、議案書66ページをお願いいたします。

議案第80号 令和元年度大和町下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和元年度大和町の下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、予算の名称でございます。

平成31年度大和町下水道事業特別会計予算は、令和元年5月1日以降、令和元年度大和町下水道事業特別会計予算とするものであります。

第2条、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ35万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,990万7,000円とするものであります。

2項といたしまして、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるものでございます。

事項別明細書47ページをお願いします。

歳入であります。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金につきましては、人件費の調整に伴います減額補正分でございます。

続きまして、歳出であります。

1款土木費、1項1目一般管理費、2節、3節、4節及び2項1目建設費、3節、4節につきましては、いずれも人件費の調整によるものでございます。

以上であります。よろしくをお願いします。

続きまして、議案書68ページをお願いします。

議案第81号 令和元年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和元年度大和町の農業集落排水事業特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、予算の名称でございます。

平成31年度大和町農業集落排水事業特別会計予算は、令和元年5月1日以降、令和元年度大和町農業集落排水事業特別会計予算とするものでございます。

第2条、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ29万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,188万3,000円とするものでございます。

2項といたしまして、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるものでございます。

事項別明細書52ページをお願いします。

歳入であります。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金につきましては、人件費の調整に伴います減額補正でございます。

続きまして、歳出であります。

1款農業集落排水事業費、1項1目一般管理費で、2節、3節、4節は、いずれも人件費の調整によるものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いします。

続きまして、議案書70ページをお願いします。

議案第82号 令和元年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和元年度大和町の戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、予算の名称であります。

平成31年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算は、令和元年5月1日以降、令和元年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算とするものでございます。

第2条、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,942万2,000円とするものでございます。

2項といたしまして、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるものでございます。

事項別明細書57ページをお願いします。

歳入であります。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金につきましては、人件費の調整に伴う増額補正となるものでございます。

58ページをお願いします。

歳出であります。

1 款合併処理浄化槽費、1 項合併処理浄化槽管理費、1 目一般管理費及び2 項合併処理浄化槽建設費、1 目合併処理浄化槽建設費で、いずれも2 節、3 節、4 節は人件費の調整によるものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

続きまして、議案書72ページをお願いします。

議案第83号 令和元年度大和町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

第1条、総則です。

令和元年度大和町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによるものであります。

第2条、収益的支出であります。

令和元年度大和町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出であります。

1 款水道事業費用に312万4,000円を追加し、合計を9億8,260万8,000円とし、1 項営業費用にも同額を追加し、合計9億6,394万7,000円とするものであります。

第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。

予算第5条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。

(1)職員給与費についてでございます。4,579万7,000円とするものでございます。

事項別明細書63ページをお願いします。

令和元年度大和町水道事業会計補正予算内訳書でございます。

収益的支出、1 款水道事業費用、1 項1 目浄配水費、節の給料、手当、法定福利費、賞与引当金繰入金額は、いずれも人件費の調整によるものでございます。

備消耗品費であります。現在、水道事業事務に使用しておりますパソコンについて、ウィンドウズ7を基本として運営しておりますが、来年1月にサポート停止となるもので、更新をお願いするものであります。あわせて料金事務利用台数を6台から2台ふやし計8台とし、窓口及び電話対応における開閉栓及び料金の問い合わせ等におけるさらなる利便性向上を図るものでございます。

次に、委託料であります。

金融機関との口座振替のデータ送信等で利用しておりますパソコンもサポート停止の理由から更新するものであります。基本ソフト切りかえに伴い、システムサポート保守が必要となるため、その経費をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

続きまして、議案書73ページをお願いいたします。

議案第84号 令和元年度舗装改良工事（町道小鶴沢線）請負契約についてでございます。

上記工事につきまして、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。

記としまして、1の契約の目的につきましては、令和元年度舗装改良工事（町道小鶴沢線）でございます。

2. 契約の方法につきましては、一般競争入札による請負契約でございます。

3. 契約の金額につきましては、4,950万円でございます。うち消費税が450万円でございます。

4. 契約の相手方につきましては、大和町吉岡字車堰71、日本道路株式会社北仙台出張所でございます。

ここで、説明に入る前に、大変申しわけございませんが、お渡ししております別冊の議案第84号関係資料に誤りがございましたので、申しわけございませんが、訂正をお願いしたいと存じます。

訂正箇所につきましては、資料1ページでございますが、1の(2)の②に記載しております特定建設業の「特定」を削除いただきますようお願いするものでございます。大変申しわけございませんが、よろしく申し上げます。

それでは、この別冊の議案第84号関係資料によりまして説明させていただきます。

それでは、改めましてこちらの資料に基づきまして説明をしたいと思います。

1ページをお開き願います。

初めに、入札の状況についてであります。

1の入札参加資格としましては、(1)地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の各号の規定に該当しないこと。

(2)令和元年・2年度大和町建設工事入札参加資格の承認された者で、下記の事項全てに該当する者であることとしており、①として、入札公告の日から入札の日までに宮城県内の地方公共団体から指名停止処分を受けていないこと。2として、建設業

法に規定する建設業の許可を受けていること、3としまして、工事現場に監理技術者または主任技術者を専任で配置できること、④富谷市または黒川郡内に本社または営業所等を有すること、⑤大和町入札参加資格承認時点において、土木一式工事の格付B級以上、総合評定値Pが700点以上であることといたしました。

次に、2の入札方法でございます。

(1)ダイレクト型一般競争入札とする。

(2)入札書は郵便物による郵送、直接持参のいずれかの方法で指定の期日まで届くようにすることとし、指定の期日に間に合わなかった者は失格とする。

(3)この入札による参加資格申請者で、有資格と判定された者の数が1者の場合でも入札を執行するとしたものでございます。

続きまして、3. 入札参加者でございます。

募集の結果、3者に応募いただきました。企業名は記載のとおりでございます。

4. 入札の結果でございます。

(1)入札調書であります。令和元年8月23日に入札を執行し、記載のとおりの結果となりました。この工事の予定価格は6,458万円、低入札調査基準価格は5,495万円であり、入札の結果、全ての応札者が低入札調査基準価格を下回った応札額となり、落札保留といたしました。

2ページをお開き願います。

(2)この結果を受けまして、令和元年8月26日に全ての応札者から積算内容等につきまして事情聴取を行い、8月27日に低入札価格調査委員会を開催し、契約どおりに履行が可能か審査を行いました。

低入札価格の事情聴取では、低入札価格失格基準第3条第1号から第12号に該当しないことを確認し、低入札価格調査においては、積算内容の精査及びその他基準に照らし合わせ審査した結果、契約どおりの履行が可能と判断し、第1順位の日本道路株式会社北仙台出張所を落札者に決定し、8月28日に仮契約を締結したものでございます。

契約の内容であります。

請負代金は4,950万円で、消費税を除いた金額4,500万円であります。契約相手方は、大和町吉岡字車堰71、日本道路株式会社北仙台出張所であります。

次に、事業の概要であります。

1の施工場所につきましては、大和町鶴巣小鶴沢地内。

2の完成工期は、令和2年2月28日を予定しております。

3の工事概要としましては、施工延長Lイコール400メートル、平均幅員はWイコール6.75メートルで、以下、記載のと通りの工事の内容となっております。

次に、3ページにつきましては、施工箇所の位置図でございます。

続きまして4ページ、それから5ページにつきましては、整備計画平面図であります。図面の4ページ、5ページとも、カラー着色部分が今回整備をする区間となっております。おるところでございます。

最後に6ページにつきましては、工事の標準断面図を提示したものでございます。

以上が令和元年度道路舗装工事（町道小鶴沢線）請負契約の概要でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、引き続きまして、議案書74ページをお願いいたします。

議案第85号 令和元年度道路舗装工事（町道前河原熊谷線）請負契約についてございます。

上記工事につきまして、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。

記としまして、1の契約の目的につきましては、令和元年度道路舗装工事（町道前河原熊谷線）でございます。

2. 契約の方法につきましては、一般競争入札による請負契約でございます。

3. 契約の金額につきましては、4,928万円でございます。うち消費税が448万円でございます。

4. 契約の相手方につきましては、大和町宮床字下小路24、株式会社みちのく建設でございます。

大変恐れ入りますが、こちらの説明資料につきましても、先ほどの84号と同じように同様の箇所が間違っていたので、特定建設業の「特定」を削除いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、議案第85号関係資料によりましてご説明をしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

1ページをお開き願います。

初めに、入札の状況についてであります。

1の入札参加資格としましては、(1)地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の各号の規定に該当しないこと。

(2)令和元年・2年度大和町建設工事入札参加資格の承認された者で、下記の事項全てに該当する者であることとしており、①としまして、入札公告日から入札の日ま

でに宮城県内の地方公共団体から指名停止処分を受けていないこと。②としまして、建設業法に規定する建設業の許可を受けていること、③工事現場に監理技術者または主任技術者を専任で配置できること、④富谷市または黒川郡内に本社または営業所等を有すること、⑤大和町入札参加資格承認時点において、舗装一式工事の格付がB級以上、総合評定値（P）が700点以上であることといたしました。

次に、2の入札方法でございます。

(1)ダイレクト型一般競争入札とする。

(2)入札書は郵便物による郵送、直接持参のいずれかの方法で指定の期日まで届くようにすることとし、指定の期日に間に合わなかった者は失格とする。

(3)この入札による参加資格申請者で、有資格と判定された者の数が1者の場合でも入札を執行するとしたものでございます。

続きまして、3. 入札参加者でございます。

募集の結果、2者に応募いただきました。企業名は記載のとおりでございます。

4. 入札の結果でございます。

(1)入札調書であります、令和元年8月23日に入札を執行し、記載のとおりの結果となりました。この工事の予定価格は5,507万円、低入札調査基準価格は4,673万7,000円であり、入札の結果、最低応札者が低入札調査基準価格を下回った応札額となり、落札保留といたしました。

2ページをお開き願います。

(2)この結果を受けまして、令和元年8月26日にみちのく建設株式会社から積算内容等につきまして事情聴取を行い、8月27日に低入札価格調査委員会を開催し、契約どおりに履行が可能か審査を行いました。

低入札価格の事情聴取では、低入札価格失格基準第3条第1号から第12号に該当しないことを確認し、低入札価格調査においては、積算内容の精査及びその他基準に照らし合わせ審査した結果、契約どおりの履行が可能と判断し、最低応札者のみちのく建設株式会社を落札者に決定し、8月28日に仮契約を締結したものでございます。

契約の内容であります。

請負代金は4,928万円で、消費税を除いた金額は4,480万円であります。契約相手方は、大和町宮床字下小路24、みちのく建設株式会社であります。

次に、事業の概要であります。

1の施工場所につきましては、大和町杜の丘地内。

2の完成工期は、令和2年2月28日を予定しております。

3の工事概要としましては、施工延長Lイコール390メートル、幅員はWイコール6.0メートルで、以下、記載のと通りの工事内容となっておりますのでございます。

次に、3ページにつきましては、施工箇所の位置図でございます。

続きまして、4ページ、5ページにつきましては、整備計画平面図であります。図面のカラー着色部分が今回整備をする区間となっておりますのでございまして、今回の工事で終点であります県道大衡仙台線に接続し、事業の完了となるものでございます。

以上が令和元年度道路舗装工事（町道前河原熊谷線）請負契約の概要でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

これで説明を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、6日の午前10時です。

大変お疲れさまでした。

午後2時42分 延 会